

発行所（郵便番号100）
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 堀内 六郎
印刷所 関東図書株式会社
定価200円（年間購読料参千円）
1981年11月25日発行
第13巻 第11号
（毎月1回25日発行）
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 11号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

福祉国家の危機をめぐる最近の論議

Recent Debates on the Crisis of Welfare State

理事 中央大学教授 丸尾直美
Prof. Naomi Maruo

福祉国家見直しあるいは福祉反動 (backlash) ムードが高まり、エリオ・シュバルツの「エデンの悩み——イギリスとスウェーデンの経済の比較——」、ホーカン・ヘドバーク等の「福祉国家の悩み——流水に乗ったスウェーデン」、モリス・シルバーの「ゆたかさ、利他主義、萎縮——福祉国家の没落」、龍円恵喜二の「福祉国家の病理——スウェーデン病の解明」、マルクス主義陣営からは、I. Gough の「福祉国家の政治経済学」など、福祉国家批判が活発化している。

福祉国家の困難をもたらした原因としては、福祉政策の拡大などによる非市場部門——とくに公的部門拡大——が重視されているが、公的部門拡大と財政危機のメカニズムに関しては、J・M・ブキャナン等の公共選択論をはじめ、所得平等化が政府を拡大させるというサム・ペルトマンの論や、ゆたかさにとまらぬ利他心の結果だというモリス・シルバーの論など独自のものもある。勿論、生産性上昇を上回る賃上げや労働者の欠勤率の増加、労働時間短縮の行きすぎが問題だとする常識論も聞かれる。

こうして経済がスタグフレーションに落ちいると、名目所得は増えるが、公的原資の成長が小さくなり、しかも費用負担率は高くなるので、実質可処分所得の増加がゼロあるいはマイナスになる。これが国民の不満を爆発させる。OECD刊の「危機の福祉国家」の中で「ゼロサム社会」の著者として知られるL・サローはこう分析する。

福祉国家の危機克服の方向としては、①福祉国家の再資本主義化・再私営化を主張する新保守主義と、②革命しかないとみるマルクス主義と、③福祉国家の再改革を主張する立場がある。③に属するものとしては福祉社会への移行を期待するW・A・ロブソン、社会的コントロールを市民参加の方向で期待するM・ジャービッツ、民主的コーポラティズムを提唱するH・ウィレンスキーなどがある。従業員持株制と共同基金を複合させた従業員資本参加も展望されている。

おそらく、福祉政策の総合システム化と「機能的市場化」を進めて、公的部門を効率化しつつ、こうした参加協力型の福祉社会へ進むことが、福祉国家再改革の方向といえよう。

目次

福祉国家の危機をめぐる最近の論議……………	
……………丸尾 直美… 1	
新聞に対する国庫助成制……………松下 正三… 2	
高等教育との結婚 (トールステン・フセーン) (2) ……………中嶋 博訳… 4	
<視察団報告>	
福祉国家を守る……………岡野 実… 8	
雑感メモ……………藤井 敏子… 9	
スウェーデンの社会保障を支えるもの……………	
……………北川 信… 9	
「福祉」と「人間の生き甲斐」…川村 栄…10	

新聞に対する国庫助成制

The State Subsidy for the Press

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

民主主義国家スウェーデンのユニークな制度の一つである新聞に対する国庫助成制の概要を以下に紹介してご参考にご供したい。

本制度は、1969年に始められ、その後1976年に改正されて今日に至っている。

I、新聞助成制度採用の背景

1. 1972年の新聞調査委員会の答申（1975年秋提出）において、新聞助成制度のイデオロギー上の基礎として要旨が次のとおり述べられている。

「新聞は民主主義的な与論形成の前提である。従って、経済上の理由による新聞の廃刊や併合は、新聞の使命に対する重大な侵害である。

廃刊による新聞社の減少は、当該地域において独占的な立場にある少数の新聞の一層の強大化、集中化を伴い、他方、社会の一定のグループがその見解を表明する手段を失うことを意味する。即ち、新聞社の減少は、与論の減少、政治的、イデオロギー的論議の低調を意味する。

また、新聞経営の困難は、新聞の商業化を招来する。新聞は生きのびるために手段を選ばないようになる危険を伴う。これでは新聞の社会的使命は達成できない。」

2. 1967年ならびに1972年の新聞調査委員会の答申によれば、

(1) 成年（15～80才）の96%は常に一つ以上の新聞を購読、60%は2つの新聞を購読している。テレビ、ラジオは人口の大部分がこれに接しているが、マスメディアとしての性格が異なる。即ち、通常新聞が主たる情報源となっており、ラジオ、テレビはその補助的役割を果している。

(2) 全国の新聞発行総部数は、

1945 2,840,100

1970 4,503,500

1974 4,813,700

（因みに、1979年は約508万部である）

と増加している。しかし、それにも拘らず新聞社（週3回以上発刊）の数は下記のとおり大巾に減少している。

1940 191社

1945 185〃

1960 139社

1974 111〃 即ち、

1940年から74年までの間に新聞社の数は約40%減少している。減少しているのは、「第2紙」と称せられる、夫々の地域において第2位以下の発行部数を有する新聞である。因みに、最大発行部数を有する新聞を第1紙と称する。

(3) (第2紙不振の理由)

調査によれば、新聞の広告量はほぼ発行部数に比例する。それ故第2紙は競争相手である第1紙に比し広告量が少い。特定種類の広告は読書価値が高いので、広告量の多寡は発行部数競争の決定的な要素である。

第2紙は、広告の劣勢を編集面で内容を充実することによって補足しようと努力する。その結果、広告以外の記事の占める比率が第1紙よりも多くなり、従ってより多の編集部員を必要とし、経済上の負担が重くなる。

経費節減を計れば、当然のことながら質の低下となってあらわれ、部数が減少し、それに伴って広告量が減り、じり貧となって行く。

新聞助成が、1975年までは第2紙のみを対象として行われていたのは以上の理由による。しかし、76年の改正により、助成規準としての第1紙、第2紙の区別を廃止、新たに「普及率」の概念(後述)を導入し、これを重要な規準の一つとした(普及率が高い程助成額を減少する)。また、これに伴い第1紙も部分的に助成の対象となった。なお、金額的にも最も重要な助成である生産助成に天井(最高額)を設定することによって有力紙への補助を制約している。

II、新聞に対する現行助成措置

「社会の広汎な層のそれぞれの見解、立場を代表する多数の新聞の中から国民が自由に選択出来るよう経済的に新聞の存続を可能ならしめるた

め」現在次の六つの助成措置がとられている。

1. 生産助成(1980年総額 222 百万Kr.) 1971年から実施されている最も重要な助成措置で、金額的にも助成の大半を占めている。当初、前記(第2紙)のみを対象として支給されていたが、1976年の改正により、助成措置の規準としての第1紙、第2紙の区別を廃止し、新たに次のとおり本社のあるコミュニティの世帯数に対する発行部数の比率(普及率)を助成の重要な規準の一つとする制度が導入された。

(1) 生産助成が与えられるための最低要件

(イ) 普及率が原則として40%以下であること。

当国最大の朝刊紙 Dagens Nyheter 紙は48%である。第2位の Svenska Dagbladet 紙は19%である。(いずれも1980年)

(ロ) 最低発行部数が2,000部に達していること。
これは助成金目当ての乱立を防ぐためである。

(ハ) 広告がページ数の50%を超えないこと。

(ニ) 発行部数の大半が予約配送されていること。
従って通常予約配送されていない夕刊紙は対象外である。

(2) 助成額

助成額は、(イ)トン数に比例する割当額(註、新聞1部当りの年間の重量は通常20~60kgである。対象になるのは、これから広告の部分20~30%を差引いた残りの重量である。)(ロ)最低保障額 (ハ)最高助成限度額の3種に分れ、その各々の金額は、大都市紙(ストックホルム、イエテボルイ・マルメ)、地方紙の別により、及び週間発行回数、発行部数ならびに普及率によって差別されている。

(a) 大都市紙(年間助成額)

(イ) 発行回数週5回以上

1ton当り	14,520Kr.
最低保障額	2,640,000Kr.
最高限度	25,740,000Kr.

(ロ) 発行回数 週4回

1ton当り	14,520Kr.
最低保障額	1,595,000Kr.
最高限度額	25,740,000Kr.

(b) 地方紙(年間助成額)

(イ) {発行回数 週5回以上
{普及率 20%以下

1ton当り	16,500Kr.
最低保障額	1,250,000Kr.
最高限度額	6,300,000Kr.

(ロ) {発行回数 週5回以上
{普及率 20%以上

1ton当り 13,200Kr.

最低保障額と最高限度額は(イ)と同じ。

普及率が高いのでトン当り助成額が減っている。

(ハ) {発行回数 週4回
{普及率 20%以下

1ton当り 16,500Kr.

最低保障額 800,000Kr.

最高限度額 6,300,000Kr.

(ニ) {発行回数 週4回
{普及率 20%以上

1ton当り 13,200Kr.

最低保障額及び最高限度額は(ハ)と同じ。なお、トン当りの助成額は、発行部数、普及率との関連において更に細分されている。

2. 発展助成(1980年総額12百万Kr.)

中、小新聞を対象として、週間発行回数の増加、特定地域への普及、編集部の強化等のため、計画書を提出させ2年間を限度として与える。その後実績を調査し、改めてこれを更新する。

3. 創設助成(1980年総額480万Kr.)

創刊後1ヶ年以上経過して、生産助成受給資格があれば創設助成の対象となる。助成額は、生産助成に50%プラスされた形で与えられる。

4. 合同配送助成(1980年総額65百万Kr.)

これは、新聞配送の合理化のための奨励金である。全国殆ど新聞は他社との合同配送を行っている。年間発行総部数に対し、1部当り次のとおり助成が与えられる。

1,000万部まで	8オーレ
1,000万超2,100万部まで	6オーレ
2,100万部超	5オーレ

5. プレスのローン基金(1980年予算38百万Kr、1980年現在の貸出総額155百万Kr.)

主として、他社との協力による経費節約のための技術革新のために貸出される。その他、自社のみの技術革新、または、経営困難に陥った場合再建のためのつなぎ融資としても貸出される。

条件は最高5年まで無利子で、その後の利子も商業銀行よりも低率であり、担保条件も寛大である。

6. 協力助成(1980年、7百万Kr.)

中、小新聞を対象とし、主として、合理化のため、他社との共同印刷を行うのに対する助成である。

補助額は1社当り0.5~2.5百万Kr.である。

(助成制度はかなり詳細且つ複雑に規定され、疑問な点も残されているが、制度そのものの存在を知ること重要であると思料されるので敢て拙文を掲げた次第である。 筆者)

応用分野での長い幕間

当時のスウェーデンにおける大学院での研究は、2段階に分かれていた。学士号もしくは修士号取得の後、リセシアート取得のための研究活動に入るが、それは演習参加および論文執筆によって構成されており、そのための期間は少なくとも3年間が見込まれていた。その後、大学院生はリセシアート論文題目と同じものを扱った博士論文の作成に取りかかることができたが、その論文には一層の幅の広さと深みが要求されていた。そのため通常、博士論文作成期間は非常に長かった。

児童の直観像に関するリセシアート論文完成後、私は軍事に適用される心理学に関する長い代表的な論文を書き、それをその方面でのスウェーデンの雑誌に投稿した。主として第一次世界大戦に関する出版物の読書成果から成り立っていたにもかかわらず、その論文は採択された。それは王立幹部職員大学で教えていた編集者の興味をひいたのだが、彼は、私が軍事心理学の専門家として軍の幹部として奉仕することを要請した。このことは、戦争勃発直後かなり長い間たずさわった砲兵隊での仕事をする必要がなくなることを意味していた。

これは、偶然に、数年間に及ぶ新しい経歴へと私を導いたが、そのことは、私が大学の外に定住することを意味するかに思われた。1941年に幹部候補生として奉仕した後、私は、実験的基盤で使用される心理学適性検査のシステムに関する計画の責任者となっていたが、軍の首脳部は、人事考課に必要とされる検査の開発を私の大学の心理学教室に委嘱することに方向転換をした。その仕事は私に割当てられた。私の唯一の経験（そして不確実な技量）は、私より2～3年先輩の大学院の友人によってなされたマルメにおける社会背景とIQに関する研究——その研究に私も参加していたが、——に負うものであった。第3階級にいる1500人の調査のための集団検査が開発されなければならなかったが、そのことは、個人差、検査、測定法等についての文献、とりわけドイツの文献を

あさることによって、洞察と展望を与えてくれた。

1942年度の全徴集兵に対して、各連隊で選別検査を試験的に行う、ということが決定された。その当時私が取りこんでいた適性検査を専門領域としており、以前海軍のために働いたという経歴を有していたある心理学専攻の教授と電話で話しあったことの思い出は、今でも鮮明である。その会話のなかで興味ある点は、私が初めて学究魂に関する問題に直面したこと、および熱心な学者同志が大論争しなければならないという状況に直面したことである。

その会話は1月に行なわれた。30,000人の新兵は、その軍事訓練を4月初めから受けていた。我々は、試験用紙を調整し、標準化し、試験についての手引きを書き、試験用紙を印刷し、ストックホルムでの試験指揮者会議にそれらを持参した。これらすべては、これまでそうした経験の一度もなかった僅か25歳の若い助手によってなされたのである。しかもその中には実施に関しての詳細な時間表まで含まれていた。老教授が計画遂行の可能性について疑念を持ったということは、別段驚くに当らない。ちなみに彼は、別の電話で、人事考課手段の開発の仕事が3年の期間——それはちょうど戦争終結までの時間であった——を必要としている、と軍の幹部に伝えていた。

後に学究と実践家との関係を考察した時、研究に割当てられた時間について、私は幾度も考えた。社会科学や人文を専攻している学究の殆どは、第2次世界大戦前にそのような問題に直面することはなかった。戦後に軍内部で行なわれた人事考課制度の場合のように、多かれ少かれ研究成果が直接的に現実問題の解決に適用されたり、日常行政の一部分となる、というような研究に従事するために招かれた学者は、ほとんどいなかった。

他の問題はより以上に基本的なものであった。それは、どの程度、学究の徒は象牙の塔を離れ、現実の社会問題に関与すべきか、最近の専門語を使えばどの程度社会サービスに役立つか、というものである。当時、6～7人の指折りの学者が政

府や産業と契約をもつ以前は、ヨーロッパのほとんどの学究の徒は、断固としてそのようなことに巻き込まれることを拒否していた。実用性を考慮することなしに真理を探求することこそ神聖であるとする学究魂に反するものである、とそれらは考えられていた。

当時、仮に強く望まれたならば、そのような仕事に就く用意があった我々は、より“純粹”な学問研究にとって、そのことが何を意味するかを、明確に自覚してはいなかった。1960年代の“黄金時代”が訪れる以前は、このような状況が長く続いた。後に、私は、この問題に戻るであろう。

応用の副産物を導いたり、そのものの研究に従事していた10年間のほぼ全期間を通じて、私は、徐々に“純理論”研究と応用研究の関係、もしくは一後に使用される専門用語を用いれば一結論志向と決定志向の研究の関係は、当時考えられていたほど単純なものではない、ということを見出していったのであった。第一に、完全に一方的行為の流出ということはありません。すなわち、研究者の発見が、それを“使用する”実践家に、そのままの形で引き渡されるのではない。そこには、ほとんどいつも相互の交流がある。応用研究の結果判明してくる発見および方法論的手続きについて考察するなかで、人は、より基礎的な性格を有する諸調査に活力を与えたとともに、それによって学問の知識体系が拡大されるという諸問題に相遇する。仮に、研究者が比較的小規模な諸問題の解決に打ちこむことがなければ、そのような研究は、特定の時点に現れることがないであろう。政策立案、行政、市場などの現実的事象に関する問題の解決に貢献するという意図のもとに、象牙の塔の外で活動するなかで、人は、偶然に、結論志向研究の進歩に貢献するのである。

私は、政策立案のための基礎情報の一部となる研究の構築に従事していた時の経歴から、いくつもの例を抽出することができる。スウェーデン国防軍において人事考課制度に関する下部研究と称される仕事についていた1940年代、私は、徴兵法に従って、医学的・心理学的試験を受けるために徴兵委員会へ出頭せねばならなかった、満20才の青年たちに関するデータを入手する機会を有していた。私は、知能検査指数および当該年令層の若者の社会的背景や教育、職業歴についての情報を入手する機会を得ることが、高等教育の新入生募集に

おける決定要素に関する研究、および後に“英才の保全”と称されたものの評価にユニークな機会を提供してくれている、ということに気付いた。私は拙論(‘Educational Research and Educational Reform: A Case Study of Sweden’ In Impact of Research on Education, edited by Patrick Suppes, 523-29. Washington, D. C.: National Academy of Education, 1978.)において用いられることとなる方法論の原型を導き出した。その研究は、それぞれの年令層の人口に関する基礎的データにもとづいて作成された。非常に多くの人々が、より以上の教育から利益を受ける能力を持ちながらも、その機会を得ることができなかったということについての発見は、1940年代後半～50年代初めに繰り広げられた教育における平等に関する論議において、しばしば引き合いに出された。1950年に国会に提出された、総合制学校に関する10年間の実験的プログラムを規定した教育法案は、この研究を参考にしていた。

しかし、精練された方法論およびより正確な概念化を生み出した前掲学術論文における英才の保全に関する研究は、方法論についての論議を喚起した。

真の意味で必然的に能力検査の大きな発展をもたらした人事考課に関する私の検査において、他の基本的問題が発見されたのである。我々は、代表的青年集団に関する詳細な情報を入手することができたので、検査結果と社会背景を関係づけることは容易であった。その場合、それは、遺伝および環境がそれぞれどのように人間の認識活動に影響をおよぼすかという問題、すなわち基本的な氏か育ちかの問題を生起せしめた。全出生児の約1.5%は双生児なので、約5万人の新兵のなかの同年令層の人々に、相当多くの双生児を発見することができた。1946年から1952年にかけてなされた研究は、500組をこえる双生児についての詳細な情報を収集することに成功した。すべての双生児研究の要となる問題点は、正確に一卵性双生児、二卵性双生児に分類するために必要とされる、卵性診断についてのものであった。私は、多くの双生児に接する機会をもっていたので、この領域の研究において採用されている様々な診断法の有効性を調査するための独自の機会を得ることもできた。ストックホルム地域に居住していた双生児達は、厳密な医学的・心理学的検査を受けるために招

かれた。これは、ひとつの方法論的研究 (Psychological Twin Research I. A Methodological Study; Stockholm: Almqvist and Wiksell, 1959.) として結実したが、それは、後に、氏が育ちかの問題に対する双生児アプローチに関する文献および個人差に関する教科書のなかで、決定的貢献として言及されている。

こうして、人事考課に関するいくらか現実的な問題にかかわりあうことは、私を、個人差に関する根本的な問題の研究へと導いた。私の重要な処女作『能力と環境』(Begåvning och miljö (Ability and Environment). Stockholm: Almqvist and Wiksell, 1948) から『社会的背景と教育達成度』(Social Influences on Educational Attainment. Paris: Organization for Economic Cooperation and Development ((OECD)) 1975 b) に至るまでの関心と労作には、ひとつの連続性がある。後者は、パリの OECD 本部から依頼されたもので、教育の機会均等の問題に関する関連研究の集大成を試みた総合的なものである。

“教授封建制”の時代

教授になりたいという願望の背後にある動機を解き明すことは、確かに、教授の地位の獲得へと導く外的環境を説明することよりも困難である。そこで私は、主として、当時のスウェーデンで学問の世界の頂点に達することがいかなるものであったか、ということについて叙述していきたい。

学生時代早くに、ありきたりの答や顔面どおりにものごとを受け入れることを拒絶し始めて以来、教授になりたいという強い願望に気付き始めたのではないかと私は考えている。しかし、私は徐々にもう一つの動機に気付き始めた。すなわちそれは、従事しているすべての計画の立案、着手、実行における自律性を要求したいという動機である。学究的個人主義と呼ばれるこのことが、私の研究歴の背景にある動機の形成に強い影響力を有していた、と確信している。私は、常に、行政官僚の研究活動に対する干渉を拒絶したばかりではなく、教授会や委員会を嫌っていた。官僚制に対してとっていた批判的な態度は、私の国では有名になった。以前学校教育庁長官をつとめた、近時のスウェーデン大学総長は、大学外での教員養成制度の青写真を辛辣に批判した小冊子の中で“官僚的こちこちの堅物”という表現を使用した人間として、私のことを覚えていた。このような私の

性質は、『大学と研究』という拙著 (Universiteten och Forskningen ((The Universities and Their Research)). Stockholm: Natur och Kultur, 1975a.) におけるスウェーデンの大学改革に関する最近の批判の背後にも存在しているが、その英語による要訳は、『岐路に立つスウェーデンの大学研究』(“Swedish University Research at the Crossroad” Minerva, 14 ((Winter 1976-77)) 420-46) として“ミネルヴァ”に掲載された。

1953年、私がスウェーデンにおいて心理学から分かれた二番目の教育学講座主任の地位を得た時、その地位は、依然として、人が獲得することのできるもっとも名声のある地位の一つであった。教授の正式な任命は、内閣において国王によって行なわれるが、その時、国王の署名と文部大臣の副署のある荘重な文書が与えられるのであった。当時のスウェーデンでは、教授はおよそ4~500人しかいなかったが、彼らは、大衆のための機関とは全く異なったエリートのためだけの機関で研究にたずさわっていた。

私が人文学部の第1回教授会に出席したとき(独立した社会科学部は10年以上後に設置された)、おごそかに、テーブル後部の私の名が印刷されている席が割当てられ、学部長の歓迎スピーチによって迎えられた。数週間後、シテイホールで就任式が行われた。そこでは、私の講義が行われ、続いて祝賀会が行われたが、すべての出席者は燕尾服で着飾っていた。

私はほんとうに、学究の世界に入会したばかりではなく、高い威信と自由に関する大きな特権とを併せもった集団に入会させられたのであった。人事とカリキュラムは、実際には、主任教授からなる教授会によって決定された。たとえ、教授職の正式な任命が政府によって行なわれ、カリキュラムの採択が学長の最終的認可を必要としても、教授会の決定が変更されることはほとんどなかった。大学の学長選挙が行なわれる時は、主任教授たちは選挙人を構成した。学長は、予算や人事などの問題で政府や議会と対峙する大学のオンブズマンやスポークスマンとして活動することが期待された。

数10年前、その地位が有する特権を重視した教授職の任命をめぐる手続きは、一つのポストをめぐる競争がしばしばひき起こす争いのために、報道機関から、大いに報道価値があるとみなされて

いた。その地位が権威を有していることおよびポストが不足していることによって、研究者として一生を過すことを望んでいる人々は、その地位を非常に魅力的なものと考えていた。概して、各大学では、一つの学問領域における教授のポストは一つしかなかった。しかし、すべての学問にそのポストが設置されていたわけではなかった。当時、研究によって生計を立てていた人は、教授たちだけであった。時に資格を有していた Ph. D. 所持者が講師に任命されることもあったが、それは俸給や年金と関係する場合は稀れであった。

先に述べたように、その当時、スウェーデンの大学における大学院での研究活動は、2段階に分けられていた。第1段階は、通常3～4年をその期間とするリサーチ取得研究であったが、その研究活動には高度に構造化された制度のないかわりに、大学院生がそれについて試験を受ける文献解読があった。大学院の演習は教授によって主催されたが、その内容のほとんどは、参加する大学院生が執筆中の論文についての討議であった。リサーチ取得に主として必要とされるものは、大学院生がそれによって自らの研究能力を示すことが期待される論文であった。リサーチ取得論文は、一定期間の間に公刊された。試験官に批評をを求めることを希望する者には、その機会が与えられた。大学院での研究の最終段階は博士号請求論文の提出であったが、その論文は多くの場合リサーチ取得論文以上の労作であった。博士号請求論文は、その論敵を指名する教

授会を前にしての討論の3週間前に、印刷に回さなければならなかった。ある意味で、博士号は、学問研究歴を分別する重要な標識であった。教授会は学位請求論文に評点を付けたが、単に、標準以下の論文が印刷されて提出されることはないと思なすことが一検閲者である教授に期待されているという理由によって、論文が不合格となるという事態はめったに起こらなかった。優という最高点は、めったにつけられなかった。講師の資格を得るために、またそれ以上の地位の候補者名簿にのるために、人は、少なくとも良の成績を得なければならなかった。各討論のために、教授会は、論文の質を吟味して作成される非常に詳細な評価を提出する評価委員会を任命した。最終評点は教授会によって査定された。

このことは私の研究歴に大いに関係しているので、私はこのことについて詳細に述べているのである。1944年、私は、16～19才という思春期後期を扱った博士号請求論文 (*Adolescensen: Psykologiska undersökningar av ynglingar i åldern 17-20år* ((*The Later Adolescence: Psychological Studies of Young Men of 17-20 Years of Age*)) Stockholm: Almqvist and Wiksell, 1944.) を提出した。私が処理したデータは、およそ1000人の青年によって書かれた自叙伝および彼らが記入した質問紙から構成されていた。

(*'Journal of Higher Education'* 1980,
Vol. 51. No. 6 より 中嶋 博 訳)

スウェーデン文相の来日

State Minister Jan-Erik Wikström in Japan

スウェーデン文部大臣ヤーン・エーリック・ヴィークストロム氏は、去る10月17～24日の間、訪日された。これを機会に、スウェーデン大使館では、10月21日(水)午後6時から「スウェーデンの文化政策とマスメディアへの国家助成」に関するワークショップを開催した。

多数の参加者と熱心な質疑応答が交わされたが、経済不況のさ中にあっても、同国の教育・文化にかける期待と意気込みに圧倒されたことであった。

なお同伴されたご夫人が有名なピアニストと伺って、さすが文化担当の大臣だけのことはある、と一同感心もした。

松本浩太郎常務理事ご逝去

当研究所常務理事、千葉商科大学教授松本浩太郎氏には、去る11月14日因らずも急逝せられました。

同理事は、当研究所の財務担当として、ご逝去の直前までその責任遂行に専念されました。

ここに、当研究所の開設以来、永年にわたり、その発展のために尽されたご功績に対し深甚の敬意を表しますと共に、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

《高齢化社会視察調査団に参加して》(2)

“福祉国家を守る” —かい間みたスウェーデンの印象—

高槻市市議会議員 岡野 実
Minoru Okano

延々とつづく森林と数多い湖沼、そして日本の農地を見馴れている私にとっては、広大で直線的に整理された農地、これがコペンハーゲンからスウェーデンに入った空からの第一印象であった。

空から見る限り、スウェーデンは農林業の国というように見えるが、実態は、近代工業国として国民一人当りのGNPは世界でも最高の水準にある(年度は若干旧いが、SAF:スウェーデン経営者連盟:の資料では、1976年度で、最高はスイスの8,880ドル、次いでスウェーデン8,670ドル、アメリカ7,980ドル、日本はグッと下って4,910ドルである)。これはスウェーデンの総人口が830万人という国土に比し人口密度の低いことにもよるが、それにしても、これだけの高いGNPを上げるには、それなりの苦闘を経て、今日の状態を築き上げたのであり、さらに福祉国家として、世界最高の水準にあるということに対して、その努力は高く評価してよいと思う。

しかし、この高福祉を誇るスウェーデンも、世界的な、最近の経済不振の影響はまぬがれず、経済成長率は1980年度で0.2%、国家総予算の半は借金という、たいへん困難な状態にあるということを感じた。

さらに福祉面での高令者対策だけを取上げてみても、高令化の進行は、今後80才以上の高令者の激増という傾向がみられ、これが、保健、医療をはじめとする高令者福祉費の膨張となり、財政面にさらに圧迫を加えることが予想され、その対策に苦慮していることを感じた。この難関をどうして切拓いてゆくのだろうか、この点に強い注目を払ったのは私だけでなく団員の皆さんもご同様であったと思う。しかし現在ではまだ確たる方針

はでていないようである。

が、SPP(スウェーデン職員年金金庫)での次の話しは印象的であった。

『年金問題の将来については、誰れも大きな声では話さない(中略)。ただ80年代の大きな課題として、社会が高令者をケアするのは経済的にも限界があるので、子供が親をケアする方向での解決も検討されている』

このSPPの話は、その後スウェーデンでの各所の視察を総合して、私なりに感じたことは、ただ単に経済面だけの理由でなく、核家族化にもなって、生じてくる高令者の孤独感など精神的な面での、親子関係の再検討というようにも受とれた。

この点についてはもう少し実態を調べて確かな結論を得たいと思ったが、時間的な制約もあって果せなかったのは少々心残りであった。

しかし、このようにたいへん困難な状態にあっても、政府(現在は保守党が政権を担当している)は、『福祉国家を放棄することは全く考えない』という方針を明確に示して、福祉水準維持に、最大限の努力を払っているという姿勢には、わが国の現状と比較して、考えさせられるところ大であった。

長い歴史の積み重ねによる、このスウェーデンの気迫が、こんごどんな難関に逢おうとも、国民の団結のもとに、解決の途をみい出し、福祉国家の伝統を守り続けると思う。私たちとしてもスウェーデンの、こんごの発展に大きく期待するとともに、友好の輪をさらに大きくするよう微力ながら努めたい。

終りに今回の視察に当って、スウェーデンの皆さん方の親切な対応に心からお礼を述べたい。

雑 感 メ モ

元労働省婦人労働課長 藤 井 敏 子
Toshiko Fujii

今回の勉強旅行でスウェーデンをはじめ独、仏、英のどこの国も高令者問題として大きくくわしくとりあげられた事項は「年金」であった。

高令者の年毎の増加にどう対処していくか各国とも頭を抱えており、あげられた対策としては年金支給年令や保険料率の引上げ、年金のスライド巾の縮小等で画期的な妙薬はきかれず、「国の財政が困難になった時は高令者も若い者と同じに我慢するべきである」との意見も出て、今後の重大課題であることが改めて痛感させられた。

次に強く印象に残ったことは60~65才になると一線から引退して若い者に職を譲ることを是とする風潮が強く、高令者雇用対策に消極的であることであった。引退後の生き甲斐を職業以外に見出すための年金前年金者教育や徐々に職業生活から

離れる訓練ともいえそうなパートタイム就業と年金を組み合わせた部分年金制度の導入に力を入れており、東西の習性の違いを感じた。

団長、副団長の統率よろしく綿密に組まれたスケジュールを間引くことなく視察調査し、短期間にスウェーデンはじめヨーロッパ先進国の高令化社会の実態を十二分に勉強させて頂いたことは感謝しているが、予習不足、とりわけ年金については素人であり、かつ自ら高令者である故に能力的、時間的に咀嚼しやくする余裕がなく、幾多の疑問を抱えたまま帰国したことが反省させられている。

ともあれスウェーデン社会研究所の周到な計画と行き届いた訪問先との連絡には心から敬意と謝意を表する次第である。

スウェーデンの社会保障を支えるもの

元労働省神奈川婦人少年室長 北 川 信

私は今回の視察調査団には一番あとから参加申込みをいたしましたもので、何の準備もせず至って不用意な団員でした。個人ではなかなか達せられない労使団体、関係政府当局などとスケジュール通りはきちんと会見出来、資料も得られ、年金問題の実情を直接的に知ることが出来たことを感謝すると同時にこれを実行された研究所の御努力に敬意を表したいと思います。

今回は年金問題を中心とした視察とのことで、私自身年金受給者であり、そのこと自体にも興味を持ったわけですが、専門的なことは正直はつきりわかりませんでした。仕事から雇用問題とのかかわりに興味をひかれました。

スウェーデンの現在の社会保障制度や、それを支えている一般市民の状況を実際見てみたかったのですが、短かい滞在期間では直接的接触の機会がなく、少し残念でした。しかし現在の制度に到達した背景には、200年に及ぶ平和な国情と、国民の強い人権思想を基盤とした平等意識による大

変な努力の結果だということを強烈に印象づけられました。国連国際労働機関（ILO）のなかに古くから有名なスウェーデンの職業訓練基金（“SEDA”）があり、東南アジア、インド、アフリカ諸国に世界各国からの職業訓練の専門家を送りつけていること、男女平等に対する積極的な態度、発展途上国からの養子の受入れ等、何れも首尾一貫した人権意識のあらわれだと納得できた思いです。

しかし年金受給者は再び労働市場にあらわれてくれるなどという点についてはいささか老人の人権を軽視しているのではなかろうかとひそかに考えています。

くすんだ感じの風景をバックに家々の色彩に暖色の斬新な組合せや、シャープなデザイン、三角紙器（テトラパック）の発明で、がっばり世界中の特許料をせしめたり、ろう涙を出さないローソクを考えたり、スウェーデン人の意外な面での聡明さと近代性にも感銘を深くしました。いい旅行でした。

「福祉」と「人間の生き甲斐」

—高齢化社会視察調査団に参加して—

第一生命保険相互会社特別法人部長 川 村 栄 一

西ドイツのD. G. B (ドイツ労働総同盟) の担当者が我々に対する説明の結びとして、次のような事を話した。「社会福祉に種々問題点はあるが、我々はこれを後退させることは出来ない。しかし、我国の老人は若い者に尊敬されず、孤独で淋しい。その点日本は老人を敬うよい伝統を持っていると聞く。このよい伝統を維持しつつ福祉を推進されるよう希望します。」と。本来、「福祉」とは精神的・経済的豊かさによる幸せで、「生き甲斐」につながるべきものであるが、上記の言葉は欧州諸国共通の悩みを要約するように述べられており、非常に印象的であった。

今回の視察では、「福祉」のもつアンバランスと障害を教訓として痛感させられた。即ち、

① 外債依存度38%の財政赤字で賄なわれているスウェーデンの社会福祉

② 老人は国が養うものとして親子が別居しながら、「ホームヘルパーの重要な役割は部屋の掃除よりも、老人との対話である。」と語る西洋的考えのギャップ

③ 高負担からくる労働意欲や活力の減少による社会の沈滞ムードなどである。

よって、急速に高齢化社会に進む日本の福祉を考えると、

① 安易な福祉拡大は、政治的にも後退を不可能にし、次代に負債を残すので厳に慎む

② 自助努力を重視し、税制優遇でこれを推進していく

③ 日本人の家族意識を大切にし、老人が生き甲斐を失わない高齢化社会にマッチした家族づくりを推進していく等が極めて重要であると再認識した次第である。 以上

<研究会ニュース>

第4回社会政策研究会開催

去る10月31日(土)、第4回社会政策研究会として、当研究所理事丸尾直美中央大学教授の「最近の福祉国家をめぐる諸問題」と題する講話が行われた。

同教授は、一般に現在は福祉の受難の時と云われ、福祉の見直しがしきりに論議されているが、その原因として経済的困難をとり上げ、その改善の方向につき所見を披露された。

この内容は、本月報の巻頭に改めてご執筆いただいている。

研究会開催予告

11月27日 政治、外交研究会「国防と経済」Bengt Christer Ysander 氏

11月28日 第5回社会政策研究会「スウェーデンの住宅政策」顧問 小野寺 信 氏

12月9日 オンブズマン研究会「消費者オンブズマン」Sven Heurgren 氏

12月12日 第6回社会政策研究会「スウェーデンの政党政治の新しい動向」

評議員 早稲田大学教授 岡沢 憲美 氏